

おもいやり駐車場利用制度実施要綱

(目的)

第1条 この制度は、福島県（以下「県」という。）がおもいやり駐車場を利用できる者を明確にし、おもいやり駐車場で利用できる共通の利用証を交付することにより、おもいやり駐車場の適正利用を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公益的施設 人にやさしいまちづくり条例第3条第1号に規定する公益的施設
- (2) 施設管理者 おもいやり駐車場を所有又は管理する者
- (3) おもいやり駐車場 公益的施設にある車いす使用者用駐車施設のうち、施設管理者が別に定める協力申出書を県へ提出した車いす使用者用駐車施設

(県及び施設管理者の役割)

第3条 県は、おもいやり駐車場を利用できる者に対し、申請に基づき利用証を交付するものとする。

2 施設管理者は、おもいやり駐車場の適正利用に努めるものとする。

(利用証を交付する者の範囲)

第4条 利用証を交付する者は、次のいずれかに該当するものとし、交付基準は別表のとおりとする。

- (1) 身体障がい者
- (2) 知的障がい者
- (3) 精神障がい者
- (4) 難病患者
- (5) 高齢者
- (6) 妊産婦
- (7) けが人

(利用証交付の申請)

第5条 利用証の交付を受けようとする者は、利用証交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を知事に提出するものとする。

(利用証の交付)

第 6 条 知事は、おもいやり駐車場の利用が適当と認めた者（以下「利用者」という。）に対し、利用証（様式第 2 号または第 3 号）を交付するものとする。

2 利用証の有効期間は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 第 4 条第 1 号から第 5 号に掲げる者 無期限
- (2) 第 4 条第 6 号から第 7 号に掲げる者 必要と認める期間

(利用者の責務)

第 7 条 利用者は、利用証を車両の外側から容易に識別できる位置に掲示するものとする。

(利用証の再交付)

第 8 条 利用者は、利用証の紛失、汚損等により再交付を受けようとするときは、利用証再交付申請書（様式第 4 号）を知事に提出するものとする。

(利用証の返却)

第 9 条 利用者は、交付を受けた利用証の有効期間が満了した場合又は第 4 条に該当しなくなったときは、速やかに当該利用証を知事に返却しなければならない。

2 知事は、次の各号に該当する場合には、利用者に対し利用証の返却を求めるものとする。

- (1) 利用者が利用証を他人に譲渡し若しくは貸与し又は利用させたとき
- (2) その他おもいやり駐車場の管理上不適切と判断される行為を利用者が行ったとき

(施設管理者の協力)

第 10 条 施設管理者は、おもいやり駐車場に利用証を掲示していない車両が駐車しないよう適切に指導するものとする。

2 施設管理者は、おもいやり駐車場に案内標示看板（様式第 5 号）を設置するものとする。

3 施設管理者は、おもいやり駐車場に関する問題が発生した場合、県と協力して解決するものとする。

(周知)

第 11 条 知事及び施設管理者は、おもいやり駐車場の適正利用について、周知に努めるものとする。

(補足)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条の規定は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。